

○練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月12日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(法第108条の規定により条例で定める開示決定等の期限)

第4条 練馬区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会をいう。以下本則において「実施機関」という。）による開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(法第108条の規定により条例で定める開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内

に、開示請求者に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(法第108条の規定により条例で定める訂正決定等の期限)

第6条 実施機関による訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内に行ななければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(法第108条の規定により条例で定める利用停止決定等の期限)

第7条 実施機関による利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内に行ななければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第8条 区長は、この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合その他の個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要な事項を定める場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例（平成12年3月練馬区条例第80号）第1条に規定する練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(練馬区個人情報保護条例の廃止)

2 練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧条例第14条第1項の規定による受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を他人に知らせ、または当該業務以外の目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に旧条例第19条または第21条から第23条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除および目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

6 つぎに掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第14条第1項の規定による受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者

7 前項各号に掲げる者が、当該業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する管理個人情報（以下「旧管理個人情報」という。）をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または500,000円以下の罰金に処する。

8 付則第6項第2号に掲げる者で、当該業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密をこの条例の施行後に漏らしたものは、1年以下の懲役または300,000円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前において旧条例第14条第1項の規定による受託業務を行い、または指定管理者として指定を受けた法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関してこの条例の施行後に前3項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しては、1,000,000円以下の罰金刑を科する。

10 偽りその他不正の手段により、旧条例第19条の規定による開示の請求に応じる決定に基づく旧管理個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

11 付則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。